**朝倉市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）策定支援業務委託**

**仕様書（案）**

１．業務の名称

　　朝倉市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）策定支援業務

２．業務の目的

　　本業務は、市域の脱炭素を推進し、２０５０年カーボンニュートラルを達成するため、地域の現状・課題の把握、今後の具体的な取組方針を定める「朝倉市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）（以下「計画」という。）」策定の支援を行うことを目的とする。

３．履行期間

　　契約締結日の翌日から令和５年８月３１日までとする。

４．計画の概要

（１）計画の期間

　　令和５年～令和１２年

（２）計画策定時期

　　令和５年９月

５．業務の内容

　　計画策定のため、次の業務を行うものとする。

　　ただし、業務内容については、計画策定に必要と思われる事項を列記したものであり、プロポーザルの実施において決定した受託者の企画提案により仕様（事業内容）の修正、追加等を求める場合がある。

　　また、基礎調査・分析等を実施する際には、スタートアップ支援事業（九州地方環境事務所、実施中～R5.3月）で得られるデータ（温室効果ガス排出量、再生可能エネルギーポテンシャル、地域課題等）を活用することができるものとする。

（１）計画策定全体に係る工程管理業務

　　計画の策定スケジュール（受託者決定後、本市と協議のうえ提出する。）による工程管理を行い、進捗状況を適宜報告する。

（２）基礎調査・分析等に関する業務

　　・時代潮流や社会経済動向等の整理・分析

　　・市の現況、地域課題、特性等の把握・分析

　　・本市の上位・関連計画の把握及び分析

（３）市域の温室効果ガスに関する推計

　　・エネルギー需要の把握

　　・二酸化炭素排出量現況推計

　　・二酸化炭素排出量将来推計

　　・市域の二酸化炭素吸収量の推計

（４）市域の再生可能エネルギーに関する推計等

　　・賦存量及び導入可能量

　　・再生可能エネルギー導入目標の設定

（５）削減目標達成に向けた施策等の検討

　　・脱炭素の達成に向けたシナリオの検討

　　・市の特性を考慮した取り組みの検討

（６）計画書素案の作成

　　諸調査・検討結果を基に作成した計画書骨子について市と協議して方向性を決定する。計画書骨子に具体的内容を肉付けした計画書素案を作成する。各種会議で検討・修正し計画書素案を取りまとめる。

（７）アンケート調査

　　省エネルギー行動の実施状況や再エネ設備・機器の導入状況、脱炭素に係るニーズ等を把握し、温室効果ガス排出量削減目標の検討や施策の検討の参考とするためアンケート調査を実施する。実施内容、市との役割分担については提案を求める。

　　・市民アンケート調査

　　・事業者アンケート調査

（８）各種会議及びパブリックコメントの実施支援

　　・計画策定委員会の会議運営に係る提案、資料作成、会議録（要旨）作成等の支援

　　・パブリックコメントの実施にあたり、市民からの意見・質問に対する回答案の作成

（９）計画書の作成

　　パブリックコメントの結果を踏まえ計画案を作成し、各種会議の意見に基づき修正し、最終的な計画書を作成する。

６．成果品

（１）計画書　　※印刷前原稿

　　　Ａ４版、フルカラー　１部

（２）計画書概要版　　※印刷前原稿

　　　Ａ４版、フルカラー　１部

（３）各種調査報告書その他関連資料

　　　Ａ４版、モノクロ可　１部

（４）上記（１）～（３）の電子データ　　※修正可能な電子データとする。

７．その他

（１）受託者は、本業務に必要と認められる資料を本市より借用できるものとする。また、借用した資料は、責任をもって保管するとともに、業務完了後は速やかに返却するものとする。

（２）受託者は、本業務の実施過程で知り得た個人情報等の秘密を他人に漏らしてはならない。業務完了後もまた同様とする。

（３）成果品の著作権・利用権は、本市に帰属し、成果品の第三者への提供や内容の転載については、委託者の承諾を必要とするものとする。

（４）業務完了後、受託者の責任に帰すべき理由による成果品の不良箇所があった場合は、受託者は速やかに訂正、補正等の措置を行うものとし、かかる経費は、受託者の負担とする。

（５）本仕様書に記載している業務の全部又は一部を本市の許可なく、第三者に委託してはならない。

（６）本仕様に定めのない事項又は業務遂行上の疑義が生じた場合については、本市と協議の上、その指示に従うこと。